

(別紙1) 初期リスク評価の結果及び今後の対応

評価結果の概要	物質名	今後の対応
<p>(1) 次の6物質については、取り扱う一部の事業場において、二次評価値を超えるばく露が見られたことから、これらの物質については、さらに詳細なリスク評価を行うべきであり、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2-クロロ-1, 3-ブタジエン</li> <li>○ コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る)</li> <li>○ 酸化プロピレン</li> <li>○ 1, 4-ジクロロ-2-ブテン</li> <li>○ 2, 4-ジニトロトルエン</li> <li>○ ジメチルヒドラジン</li> </ul>	<p>関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、平成21年度において詳細なリスク評価を実施する。</p>
<p>(2) 次の1物質については、測定結果は定量下限値未満であったが、この物質は動物実験において極めて強い発がん性が認められたことから、使用動向、作業実態等について引き続き調査を行うべきであり、その結果によりリスクの高い作業を明らかにするとともに、当該作業に係るリスク低減措置について検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1, 3-プロパンスルトン</li> </ul>	<p>関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、平成21年度において詳細なリスク評価を実施する。</p>
<p>(3) 次の7物質については、測定結果が一次評価値を超えていたものの二次評価値以下であったことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは高くないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、既存の法令に基づく対応を図るとともに、事業者においてリスク評価を実施して、引き続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル</li> <li>○ 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル</li> <li>○ 4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン</li> <li>○ 2, 4-ジアミノトルエン</li> <li>○ ヒドラジン (ヒドラジン-水和物を含む)</li> <li>○ 4, 4'-メチレンジアニ</li> </ul>	<p>関係事業者等に対し、引き続き適切な管理が行われるよう行政指導を行う。</p>

<p>き適切な管理を行うべきである。</p>	<p>リン ○2-メトキシ-5-メチルアニリン</p>	
<p>(4) 次の6物質については、測定結果が一次評価値以下であった(二次評価値のみが設定され、測定結果が二次評価値以下であった物質を含む。)ことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは低いと考えられるが、各事業場において引き続き適切な管理を行うべきである。</p>	<p>○イソプレン ○オルト-アニシジン ○オルト-ニトロトルエン ○ベンゾ[a]アントラセン ○ベンゾ[a]ピレン ○ベンゾ[e]フルオラセン</p>	<p>関係事業者等に対し、自主的な管理を推進する。</p>